

サンテラスながとみ居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 事業所（法人）の概要

事業所（法人）名	医療法人 健裕会
所在地	870-0820 大分市西大道2丁目1番20号
代表者名	永富 裕文

2. 居宅介護支援事業所の概要

（1）事業所の所在地

事業所名	サンテラスながとみ居宅介護支援事業所
所在地	870-0820 大分市西大道2丁目2番1号
連絡先	（直通）097-573-6080 （代表）097-545-1718（24時間可）
事業所番号	4470102445
管理者名	瀧野 寿信

（2）営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8：30～17：30（電話等により24時間連絡可）

※日曜日・祝日・年末年始（12/30～1/3）・お盆（8/14～15）は休み

（3）職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤
主任介護支援専門員	1人	常勤（管理者兼務）
介護支援専門員	2人	常勤

（4）サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	大分市
---------------	-----

※上記以外にもご希望の方はご相談ください。

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	1. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、それぞれの事業者の連携のもとで総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 2. そのサービスの提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立の立場を保持する。 3. 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

4. 居宅介護支援の業務について

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境等を把握し、課題を分析。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行う。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合う。
モニタリング	少なくとも月 1 回ケアマネジャーが利用者の居宅を訪問し、本人の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成、国民健康保険団体連合会に提出。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助。利用者が希望する場合、要介護認定の申請代行を行う。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

（２）居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	・ 救急車への同乗 ・ 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ・ 家事の代行業務 ・ 直接の身体介護 ・ 金銭管理
-----------------	--

５．利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。

（１）居宅介護支援利用料

	料金（単位数）	
	要介護１・２	要介護３～５
居宅介護支援（ⅰ）	10,860 円/月	14,110 円/月
居宅介護支援（ⅱ）	5,440 円/月	7,040 円/月
居宅介護支援（ⅲ）	3,260 円/月	4,220 円/月

（２）加算・減算

加算名称	料金	算定要件
特定事業所加算（Ⅰ）	5,190 円	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議や研修等を実施する等、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230 円	
特定事業所加算（Ⅳ）	1,140 円	
初回加算	3,000 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が２区分以上変更された場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院退所加算Ⅰ	4,500 円	病院又は施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により１回受けた場合
退院退所加算Ⅱ	6,000 円	病院又は施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより１回受けた場合

退院退所加算Ⅱ1	6,000 円	病院又は施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受けた場合
退院退所加算Ⅱ2	7,500 円	病院又は施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによること
退院退所加算Ⅲ	9,000 円	病院又は施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を 3 回以上受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによること
通院時情報連携加算	5,000 円	病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から利用者に関する情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
ターミナルケア マネジメント加算	4,000 円	在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する利用者や家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、利用者又は家族の同意を得て、居宅を訪問し利用者の心身の状況を記録し、主治医及びサービス事業者に提供した場合
特定事業所医療介護 連携加算	1,250 円	前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間にターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定した場合
緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,000 円	病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、居宅サービスの調整を行った場合。
運営基準減算	運営基準に定められる項目を遵守していない場合、所定単位数の 50%を減算。2 カ月以上継続した場合、所定単位数を算定しない。	
特定事業所集中減算	正当な理由なしに前 6 ヶ月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービスなどの提供総数のうち、同一の事業者によって提供された数が 80%を超えた場合、所定単位数から 200 単位減算。	
業務継続計画未実施 減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合所定単位数の 1.0%を減算※令和 7 年 3 月 31 日までは経過措置とする。	

高齢者虐待防止措置 未実施減算	虐待の発生又は再発防止する為の措置が講じられていない場合 所定単位数の 1.0%を減算。
同一建物に居住する 利用者へのケアマネ ジメント	1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に 居住する利用者は所定単位数の 95%で算定。

(3) その他費用

交通費	大分市内にお住まいの方は無料。それ以外の地域の方はケアマネ ジャーが訪問するための交通費の実費が必要
解約料	解約料は一切かかりません

6. 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談・苦情等は担当介護支援専門員（ケアマネジャー）又は下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	管理者 淵野 寿信
連絡先	097-573-6080

(2) その他の相談窓口

大分市長寿福祉課	097-537-5679
大分県国民健康保険団体連合会	097-534-8470

7. 秘密保持と個人情報保護

事業者が得た利用者やその家族の個人情報は、介護サービスの提供以外の目的では原則使用しません。サービス担当者会議等で利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意を事前に文書で得ることとします。また、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については管理者管理のもと適切に保管し、処分の際にも第三者への漏洩を防止します。秘密保持義務はサービス提供終了後も継続します。

8. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるように、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。

訪問介護事業者等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

10. 公正中立なケアマネジメントの確保等

複数事業所の説明等	利用者はケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業所に求めることができます。
前6ヶ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前6ヶ月間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて説明します。
一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制	福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与又は販売のいずれかを利用者が選択できることについて、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うとともに、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案します。

11. 虐待防止のための措置・身体的拘束等の適正化の推進について

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会を定期的に開催する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待防止の研修を定期的に実施する。
- (4) 虐待防止に関する担当者を配置する。
- (5) 利用者又は他利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。